⑵　各協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

⑶　協定債権者平野伸二郎、同平野瑛児、同平野洋子、同藤本清明、同森昭敏及び同株式会社平安堂総合サービスは、会社に対し、本協定の認可決定が確定したときは、協定債権全額につき、その債務を免除する。

⑷　会社は、1⑴の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者（平野伸二郎、平野瑛児、平野洋子、藤本清明、森昭敏及び株式会社平安堂総合サービスを除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、1⑵の規定により会社が受けた免除の額は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

2　弁済の方法

⑴　支払の方法

協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は協定債権者の負担とする。

⑵　弁済額計算における端数の処理

協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。

⑶　協定債権者の弁済受領不能等

会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。

（別表省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第８号

札幌市南区真駒内280番地

再生債務者　札幌南ゴルフクラブ駒丘コース

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　札幌市中央区大通西10丁目４番16号ダンロップＳＫビル７階　弁護士法人ほくと総合法律事務所札幌オフィス　弁護士　津田秀太郎

平成24年11月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第９号

札幌市南区真駒内280番地

再生債務者　株式会社定山渓ゴルフ場

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　札幌市中央区大通西10丁目４番16号ダンロップＳＫビル７階　弁護士法人ほくと総合法律事務所札幌オフィス　弁護士　津田秀太郎

平成24年11月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第６号

長崎県大村市東野岳町1334番地

再生債務者　株式会社大村湾カントリー倶楽部

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　福岡市中央区大名２丁目４番22号新日本ビル５階佐藤・林法律事務所　弁護士　林　　優

平成24年11月20日

福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第８号

札幌市南区真駒内280番地

再生債務者　札幌南ゴルフクラブ駒丘コース

代表者理事長　高橋松一郎

1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月20日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月11日から平成25年１月25日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第９号

札幌市南区真駒内280番地

再生債務者　株式会社定山渓ゴルフ場

代表者代表取締役　高橋松一郎

1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月20日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月11日から平成25年１月25日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第５号

埼玉県川口市東川口６丁目２番22号　ベルフォーレ五番館104号室

再生債務者　福田　光男

1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月19日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成25年２月８日から平成25年２月15日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第１００号

東京都品川区平塚２丁目12番22―704号

再生債務者　酒井　良起

1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月19日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月７日から平成25年１月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２４年（再）第１号

北海道広尾郡広尾町並木通東３丁目34番地

再生債務者　株式会社平沼重機

1　決議に付する再生計画案　平成24年10月９日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　書面投票

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月21日まで

平成24年11月22日　釧路地方裁判所帯広支部

平成２４年（再）第９号

札幌市南区真駒内280番地

再生債務者　株式会社定山渓ゴルフ場

代表者代表取締役　高橋松一郎

1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月20日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月11日から平成25年１月25日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第５号

埼玉県川口市東川口６丁目２番22号　ベルフォーレ五番館104号室

再生債務者　福田　光男

1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月19日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成25年２月８日から平成25年２月15日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第１００号

東京都品川区平塚２丁目12番22―704号

再生債務者　酒井　良起

1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月19日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月７日から平成25年１月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第７２号

千葉県市川市鬼高３丁目13番６号

再生債務者　大洋マテリアル株式会社

1　決議に付する再生計画案　平成24年11月８日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成25年１月23日午後２時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成25年１月15日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月９日

平成24年11月19日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第２５１号

東京都渋谷区恵比寿２丁目28番10号　秀ビル2508

再生債務者　株式会社ヴェリタス

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨　再生計画の遂行

平成24年11月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２６４号

静岡県沼津市西沢田字八反田55番地

再生債務者　株式会社サンオーネスト

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨　再生計画の遂行

平成24年11月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第７号

沖縄県宮古島市平良字久貝643番地の５

再生債務者　株式会社宮古総合開発

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成24年11月20日

那覇地方裁判所民事第３部